

# 評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

## I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a		保育理念、保育目標、保育方針は市のマニュアル、保育園のファイルで明文化されており、それに基づき「全体的な計画」を作成して実施しています。職員には自己評価時の面談を通して理解を促し、保護者については入所説明会で「保育所のしおり（重要事項説明書）」に明記し、さらに希望者には個別に説明しています。懇談会の時にも理念や基本方針について保護者に確認し、周知が図られています。

### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a		春日部市公立保育所の方針を決め、対応を統一するため、他市の現状を調査したり保育事情を取り巻く環境や課題の抽出に取り組み、動向について具体的に把握し分析しています。保育所長会議において保育方法、各行事の運営方法などを確認しています。
I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a		所長会議では、コロナ禍での行事をどのように進めていくのか、玄関送迎をどうしていくのか、など様々な課題の意見交換をしたり、保護者のニーズを把握して市の予算配分の中で必要な教材や消耗品の購入等を検討しています。所長会議での提案を話し合い、経営課題を明確にして具体的な取り組みを進めています。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a		春日部市の定めている「第2次春日部市総合振興計画」より「春日部市子ども・子育て支援事業計画」が作成されており、これに基づいて保育所運営が行われています。中・長期計画は職員も閲覧でき、理念や基本方針の実現に向けた目標が明確に策定されています。
I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a		中・長期計画を踏まえて全体的な計画が作成されており、年間指導計画や月間指導計画・保健計画・防災計画・食育計画・研修計画などの単年度の計画が策定されています。
I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a		年度末や月度末に反省や評価・見直しが行われ、職員会議の中で理解と共有を図っています。
I-3-1 (2) -② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a		保護者に向けたお便りや掲示を通して、保育計画や実施状況を知らせています。各行事については年間行事計画表を配布して周知を図っています。コロナ禍のため保護者参加の行事ができないため、写真の掲示を多く取り入れるなど、内容をわかりやすく説明する工夫を行っています。

### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-1 (1) -① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a		「春日部市保育所マニュアル」に基づき年2回保育所の自己評価を行い運営課題を抽出しています。市全体の取り組みとして定期的な第三者評価を実施し、保育サービスの質の向上に取り組んでいます。
I-4-1 (1) -② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a		職員会議や各行事の実行委員会、ケース会議を通して保育内容の評価を行い、職員間で課題の共有化を図り、次年度以降の各種計画に反映させ実施しています。職員には面談を行い次年度への取り組みの確認をしています。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-1 (1) -① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	事務分掌に役割及び職務内容が明記されており、自らの役割と責任を職員会議において表明し、周知を図っています。
II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	所長は公立保育所マニュアルについて所長会議に参加して学び、法令順守の観点での経営に関する研修も受けています。全職員が年1回、個人情報の取り扱いについてのオンライン学習を受講し、正しく理解する取り組みを行っています。
II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-1 (2) -① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	所長は職員の意見を取り入れながら、職員が取り組みやすい目標を見いだせるよう助言し、目標達成に向けて共に考えられるよう努めています。保護者からの相談や要望には個別に対応し、定期的、継続的に評価・分析を行っています。
II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	保護者の意見に耳を傾け、保育課と連携を取り施設・設備の改善を行っています。職員の意見も取り入れ、保育内容や行事の見直しを行っています。検討事項や課題を明確化し、業務の実効性を高めるため、職員の人員配置や働きやすい環境づくりを具体的に取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-1 (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	「春日部市職員採用事務規則」に基づき、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の採用については広報や市のホームページなどで広く募集しています。人材育成シート、キャリアパスシートを用いて計画をたて、保育業務の活性化を図り、年3回の自己評価面談時には個々の相談に応じ、自信をもって取り組めるよう対応しています。
II-2-1 (1) -② 総合的な人事管理が行われている。	a	春日部市人事課が人事管理を行い、配置基準を満たした人員を確保しています。保育所内の人事管理は所長が行い、経歴年数や保育スキル・人柄などを考慮して各クラスの担任を決定し、バランスよく保育が進められるような人事管理がされています。
II-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-1 (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	同一保育所に3年以上勤務した職員を対象に意向調査を行い、調査をもとに人事異動を決定しています。その後、担任希望の意向調査を行い、次年度の職員体制を決めています。ワークライフバランスを考慮し、定時退勤や休暇が取得しやすいよう心掛けています。職員の就業状況や意向を定期的に把握し、個人面談では職員の悩み相談などを行い、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。
II-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-1 (3) -① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	春日部市の人材育成推進制度に基づき、年度当初に組織目標から各自の目標までを設定し、業務の中で実践しています。目標設定後、所長や上司に進捗状況を報告する中間面接、目標達成後を評価する期末面接を実施しています。個々の目標に向け、研修の受講やOJTによる学びにより、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理が適正に行われています。
II-2-1 (3) -② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	春日部市公立保育所の研修計画に基づき外部研修や春日部市人事課主催の研修の他、公立保育所内での実技研修（乳幼児救命講習、エビベン講習、絵本の読み聞かせ、リズム運動講習など）を行っています。今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部の研修を保育所内で実施し、外部研修はオンラインでの開催が増え、受講の参加者が増えています。
II-2-1 (3) -③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	年1回開催の保育講座には全職員が参加しています。人事課による階級別研修、県・東部地区保育士会、社会福祉協議会主催の専門研修など、希望者を募り各自で参加をしています。今年度もWEBを利用した保育講座を開催予定で、上席を中心に準備を進めています。研修の情報提供を適切に行い教育、研修に参加できるよう配慮しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	保育課が窓口となり受け入れを決定しています。保育所では上席が担当となり、実習生受け入れマニュアルに沿って対応しています。事前オリエンテーション後、クラス配置を行い実習記録に日々目を通し、最終日には振り返りを行い意欲向上につなげています。今年度は看護師と保育士の受け入れを行っています。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	春日部市公式ホームページで市民に向けた情報を公開しています。地域交流会は年20回、園庭開放という形で開催しています。見学を兼ね2組の保育相談に対応しています。コロナ禍で制限がある現在、保護者に向けて毎月発行の「保育所だより」や「保育所通信」等で各クラスの様子を写真掲載し、わかりやすく工夫をして情報公開をしています。利用者アンケート結果から「保育目標・保育方針についてよく知っている 11.8%、まあ知っている 26.5%」「年間の保育や行事には保護者の要望が生かされていますかの問いにはい 44.1%」と低めで、今後も根気強く対応していくことが望まれます。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	春日部市と県の行政監査を定期的を受け、指摘事項については迅速に改善しています。今年度より保護者に自己評価表の結果を公開する予定です。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域交流事業として、地域の子育て世代の方やプレママの方と一緒に遊ぶ「地域交流会」が毎年実施されています。遊びの場を提供するだけでなく、子育て相談や潜在保育士にも保育所の様子を見学してもらっています。今年度はコロナウイルス感染予防のため交流事業全般が中止となりましたが、通常は入所児童の祖父母や地域の方を招いて世代間交流会を楽しみ、関わりを広げる取り組みがされています。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	「ボランティア受入れ対応マニュアル」に基づき、「市民活動総合保障制度」に登録・申請をして関係機関に向け事前に事業計画を提出し、活動名簿を利用して依頼しています。市民や団体の受け入れ、卒園生によるコンサートや大風作りなどが実施されていましたが、今年度はコロナ禍のためボランティアの依頼は行われていません。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	年3回、臨床心理士による巡回指導が実施されています。助言や指導の内容はプライバシーに配慮しながら職員で共有し、関わりの改善に努めています。必要に応じて春日部市保育課に報告・相談の上、子ども相談課や児童相談所・嘱託医・保健所・小学校との連携が図られています。子どもの安全に関することや緊急を要することは直接関係機関に連絡し、迅速な対応がなされています。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	子育て家庭への支援として、地域交流会（予約不要・無償）で遊び場の提供を行い、季節に合わせた製作や遊びを紹介したり、身体測定や子育て相談に対応するなどの支援を行いながら、地域ニーズの把握に努めています。新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止となりましたが、7月より予約制で園庭開放の取り組みを再開しており、2組の利用者がありました。一時預かりや見学者の来所の際には、会話の中から地域ニーズの把握をするように努めています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	子育て電話相談や保育所見学は随時受け付けており、見学では育児や入所に関する相談に対応しています。子ども相談課主催の子育てサロンに職員を派遣し、遊びの提供も行われています。一時預かり事業では、事前予約と面談により保護者の希望する日に8時半から16時半の時間内で保育及び食事の提供が行われています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-（1） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-（1）-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	職員は人権教育や虐待防止の研修に年2回参加し、保育士としての姿を見直す機会が設けられています。参加出来ない職員には回覧で内容が周知されています。職員会議においては保育所としての役割や支援の方法、方向性について共通意識を持てるようにしており、子どもや保護者の思いを尊重した関わりを持つように心掛けています。
Ⅲ-1-（1）-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	個々の家庭の事情を踏まえ、個人情報に関する事柄には十分配慮した対応がされています。個人情報に関する書類や写真掲載の可否については細かく規定を定め、入所の際に保護者に規定を説明して取り扱いの確認書を提出してもらっています。書類の管理には施錠可能なキャビネットを使用し、持ち出しの際には、声かけ及び確認が行なわれています。
Ⅲ-1-（2） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-（2）-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	春日部市公式ホームページに保育所の情報が掲載されています。また、電話での問い合わせや見学の受け入れなども随時行なわれており、見学時には「保育所のご案内」を配布し、施設案内をしながら保育所の概要等を丁寧に説明しています。園に関する質問にはその都度個々に回答をしています。
Ⅲ-1-（2）-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	入所申請時に配布する「保育所施設等のご案内」を利用して説明がされており、入所の問い合わせや申し出があった際には、必要書類を用意して説明を加えて渡すように配慮されています。入所が決定した際は、入所説明会にて保育内容や保育時間・書類・持ち物などについて説明されています。持ち物は見本を示しながら丁寧に説明しています。変更事項があった場合には園の通信等で周知されています。
Ⅲ-1-（2）-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内公立保育所から移行する場合は、関係書類を引き継ぎ、継続した保育サービスが受けられるように配慮しています。その他の施設から移行してくる場合にも、保護者の要望や意向を聞きながら出来る限り現行サービスの継続ができるようにしています。
Ⅲ-1-（3） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-（3）-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	職員は日頃から保護者と接する短い時間の中でニーズに気づけるように努めており、意見や要望を受け止め、出来る限りの対応に努めています。そのために保育日誌や連絡帳の活用や子どもと保護者の情報（エピソード記録）を職員間で共有し、サービスに反映させられるようしています。
Ⅲ-1-（4） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-（4）-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決についての案内は掲示で保護者に周知されています。受付窓口を事務所とし、上席が窓口となり所長が対応と解決を担当しています。「苦情対応マニュアル」に基づいて、第三者委員会を設置していますが、該当するような事例はありません。保護者から苦情や意見などがあった際には、苦情受付簿に記載して原因を分析し、再発防止に努めています。
Ⅲ-1-（4）-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	送迎時の会話や連絡帳を通して、保護者とのコミュニケーションを大切にしています。特に送迎時には保育所での出来事を保護者に伝えるようにしており、その際には保護者や子どもの表情から心情に早く気づいて対応できるようにしています。掲示やお便りを通して、いつでも問い合わせに対応できることを知らせています。コロナ禍ですが、希望者には個別に懇談の場を設け、保護者の思いを傾聴し相互理解を深めるようにしています。
Ⅲ-1-（4）-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの意見は所長が報告を受け、事実や状況の確認が行われています。その上で保護者の気持ちに寄り添いながらその都度職員と話し合い、迅速に対応するよう努めています。必要に応じて保育課に相談したり、保育所長会で情報共有を行ったり、公立保育所全体の問題として改善につなげる取り組みが行われています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	「安全管理マニュアル」に基づいて遊具等の点検を週1回実施しており、使用前にも各クラスの担任が点検しています。子どもの怪我に関することは処置記録簿に記録し、その日に生じた怪我などは全職員で把握し、情報共有しています。職員会議ではヒヤリハットの再発防止について話し合いを行い、改善策まで検討し対応されています。受診の必要がある場合は即時対応すると同時に、アクシデント・トラブルリポートを作成して保育課へ報告し、公立保育所全体で情報共有して同様な事故の再発防止に努めています。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	「健康管理・衛生管理マニュアル」に基づき、登所時の健康観察（視診、検温、家庭からの連絡、投薬の有無など）が実施されています。日中の体調変化については保護者に連絡し、感染症などの早期発見に努めると共に、発熱時や感染症が疑われる場合には可能な限り事務所（医務室）で保育するなどの対策がとられています。日常の清掃や消毒作業を徹底すると同時に温湿度管理を行っています。感染症発生時には、保護者に情報と共に保育所での対策を掲示するなどの情報発信がなされています。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	「春日部市地域防災計画」を基に「防災・防犯マニュアル」「BCP計画（事業継続計画）」「消防計画書」を作成し、自衛消防訓練（年2回）・避難訓練（毎月2回）・消火訓練（毎月1回）を実施しています。地震・火災・水害・竜巻・不審者等の避難訓練をあらゆる想定で行い、都度課題を検証しています。アレルギー児用備蓄も加えた災害時用備蓄は、常時3日分を準備しています。引き渡し訓練を実施して保護者との連携を確認したり、災害伝言ダイヤルの利用体験を周知したりして参加協力を得ています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	春日部市の定める「春日部市立保育所運営規定」に基づいて、「マニュアル」や「保育所のしおり」が作成されています。「保育所のしおり」には、重要事項説明書が含まれており、保護者全員に配布されています。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「運営規定」「マニュアル」「保育所のしおり」等は、公立保育所の所長会議にて現状の課題の見直しが定期的に行われており、必要に応じて改定されています。感染症予防に関する対策は、市役所からの通知や所長会議の情報で職員に報告し、早急に対応するように進められています。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	保育所の入所面接時に「入所児質問票」、入所決定後に「入所児調査票」「健康診断」等が提出されており、ヒアリングシートに基づいて個々の発達や家庭の状況等を把握して保育にあたっています。3歳未満児及び個別配慮を要する3歳以上児については、把握した情報を踏まえたうえで個別計画が作成されています。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	保育所の年間保育指導計画に基づき各月の保育指導計画や週案が作成され、子どもの成長に合わせた評価と振り返りをして翌月の計画に繋げています。年間指導計画は振り返りや見直しを行ったうえで各クラスで作成し、週案「保育の記録」の振り返りについては、日々チェックしながら個別に口頭で助言がされています。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育内容に関する記録は、「事務日誌」「保育の記録」などに記載しています。年間指導計画は全職員に回覧されており、定期的にリーダー会議を行って保育内容の振り返りやヒヤリハット等の情報が共有されています。職員会議は月1回開催され、所長会議の内容や行事の方向性を確認・共有できるようにしています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報、施錠のできるキャビネットに保管されており、鍵は、キーボックスで管理されています。特に子どもの成長に関する情報を集約しており、取り扱いに厳重に注意して対応されています。災害時には、「入所児調査票」「災害時引き渡し連絡票」などを防災リュックに入れてすぐに避難ができるように設置されています。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 全体的な計画の作成			
A-1-1 (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a		保育理念・保育目標・保育方針については入所の際に保護者に説明して周知を図り、指導計画や予定は毎月発行の保育所だよりに掲載して保護者に配布しています。職員には会議や研修・面談の時など、折に触れて確認し、全体的な計画に反映させています。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-1 (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	b		建物の老朽化に伴い危険箇所や段差が多く、必要以上に細心の注意を払わなければならない環境です。危険箇所については春日部市に修繕の申請をしていますが、他保育所も老朽化が進んでおり、順番待ちという現状です。高さの合わない手洗い場や椅子には手作りの台を用意するなどの工夫をしており、上席や所長は常に子どもたちの様子を見守り、職員一同協力しながら環境を整備し、危険のないように努めています。保護者からも修繕を希望する声が多く、子どもの生活環境として早急な改善が求められます。
A-1-1 (2) -② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a		春日部市の保育理念に基づき子どもの成長発達を把握し、一人ひとりに寄り添う保育を心がけています。ベテラン保育士が多く、所長や上席を中心に職員間の意識の共有化が図れており、子どもたちがそれぞれの気持ちを表現できるように促して、好きなことを選んで遊びこめるような保育を目指しています。
A-1-1 (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a		子どもの成長発達を把握して発達段階に応じて基本的な生活習慣が身につくように援助し、個々の家庭環境や生活リズム・生活内容を配慮しています。トイレトレーニングは個人差を考慮して子どもの膀胱機能が高まるころから始め、食事時の箸の使用は遊びの中で箸への関心を高め、無理なく持ち方の指導ができるようにするなどの配慮をしています。
A-1-1 (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b		3歳児以上は設定保育が中心となっており、その中で子どもが主体的に遊べるようにしています。コロナ禍で環境設定が難しくなっているなか、室内自由遊びの時間帯でコーナー保育を設定するなど、子どもが好きな遊びを選べるように工夫しています。今後はさらに主体的な活動を取り入れ、子どもたちの創造的な遊びが展開できることを期待します。
A-1-1 (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。			該当なし
A-1-1 (2) -⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		1歳児と2歳児の発達段階の差を考慮し、それぞれのクラスを確保しています。養護と教育の両面を主とした月間個別計画を立てて、一人ひとりに丁寧にに関わり、複数担任間での意識の共有化や連携を図って保育内容や方法に配慮しています。
A-1-1 (2) -⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		各クラスごとに指導計画を作成し、年齢別保育を確保しています。現在はコロナ禍のため、外遊びも時間配分をして他クラスとの接触が少なくなるように配慮していますが、通常は異年齢交流も活発に行われています。歩いて5分程のところ的自然豊かな公園があり、よく散歩に出かけて虫取りや自然物との触れ合いを楽しんでいます。室内遊びでも広いホールを活用して、リトミックや巧技台などで思い切り体を動かしています。職員はクラス同士で成長に合わせた活動内容につながりを持たせられるように意識しています。
A-1-1 (2) -⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		配慮を必要とする子どもにはフリー保育士がつき、援助しています。年3回の巡回相談の際には臨床心理士による指導を受けています。必要な時には言語聴覚士の指導をもらい、巡回指導日には視察後にカンファレンスを行って保育や支援に生かしています。指導や助言は記録に残し、職員間での意識の共有を図っています。デイサービスとの併用の子どもは、個別支援計画を参考にしたり、送迎時に情報を得たりして保育内容や方法に配慮しています。
A-1-1 (2) -⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		延長保育は、朝夕の1時間は全クラス合同、他の時間帯は3歳未満児と3歳以上児に分けて行い、子どもたちへの負担が少なくなるように配慮しています。早番・遅番は正規職員がローテーションを組んで保育を行い、送迎時に子どもの状態を確認し、連絡事項は職員間で引継ぎを行って連携を取るよう努めています。

<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>「幼保小連絡協議会」に参加して情報交換を行っています。現在はコロナ禍のため実施できていませんが、通常は近隣小学校の1年生と5歳児の交流会を持ち、小学校を身近に感じて就学への期待が高まるような機会を得ています。指導計画にも就学へ向けた活動を盛り込み、1月からは午睡のない保育を行っています。保護者には埼玉県教育委員会から配布されている「3つのめばえ」の内容を伝え、就学を見通した生活が送れるように配慮しています。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に保護者から既往歴やアレルギーなどの健康についての情報を得ています。「健康管理・衛生管理マニュアル」に基づいて健康管理を行い、健康面での配慮が必要な子どもについては、症状と対処法について共通認識を持って全職員が対応できるようにしています。体調の変化を起こした子どもは他の子どもから隔離して事務室で体を休め、所長か上席が対応して保護者に連絡して指示を得ています。その内容は記録簿に記載し全職員が共有できるようにしています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>年2回、嘱託医による健康診断と歯科健診、身体測定を実施し、結果を連絡帳で保護者に知らせています。5歳児クラスでは歯科健診に合わせて歯磨き指導を行い、食後の歯磨きを習慣化させています。手洗い指導も年2回行い、感染症の予防に努めています。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患のある子どもには医師の診断のもと、「生活管理指導票」を提出してもらい除去食や代替食を提供しています。医師の判断により受診は半年か1年に1回となります。毎月1回、アレルギー会議を実施し翌月にアレルギーチェックを行い、保護者に確認をしてもらっています。会議には該当児クラス担任・所長・上席・委託業者の調理員が参加して情報の共有を図っています。除去食や代替食の提供の際は目視と声出し確認によるチェックを行い、トレーと食器は専用のものを用い、テーブル席は固定場所にして、誤食がないように細心の注意を払っています。慢性疾患の子どもには、定期的な受診の報告を受けて保育内容への影響を確認して適切な対応をしています。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>献立は保育課の栄養士が食育計画を基に作成し、給食だよりや食育だよりで情報を発信しています。野菜の栽培と収穫の体験や栄養士による食育教室を通して、食事への興味や関心を高めています。現在はコロナ禍で中断していますが、バイキングやクッキング体験も行われています。献立には「絵本の献立」や「コツコツ献立」・「地産地消」などのメニューに加え、誕生会や行事食とバラエティー豊かになっています。1か月毎日違うメニューとなっており、子どもたちが給食を楽しむにできるように工夫されています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>毎月公立保育所で調理委員会を開催し、栄養士・所長・業務委託の調理員等が献立やアレルギー食・行事食等に関する内容を検討しています。子どもたちの食事前には所長か上席が必ず検食を行っています。現在はコロナ禍のため、食事中はクリアパーティションを使用したり、手洗い場の間隔を空けるなどの工夫をして、感染防止に努めています。給食展示は保護者、子どもたちの目に触れる場所に置き、送迎に確認いただいています。人気メニューのレシピ紹介は保護者にも好評です。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a		掲示板や各クラスの窓を活用して情報発信をしています。保育所通信や保育所だよりには写真入りで子どもたちの様子を掲載しています。連絡帳や送迎時のコミュニケーションで保育所での様子を伝え、保護者との連携を図っています。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a		コロナ禍により時間の制約はあったものの、個人面談を再開して保護者の思いや家庭での様子を知り、思いに寄り添いながら子育てが楽しいと感じられるような支援を行っています。送迎時には笑顔で対応し、保護者が安心できるような雰囲気作り心がけ、声に耳を傾けられるようにしています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a		朝の視診や着替え時に子どもの体の状態をよく観察し、虐待が疑われた時には写真を撮って情報を保存しています。職員は虐待防止の研修に参加して共通理解を深めたり、子どもと保護者との会話に注意深く耳を傾けて、虐待の早期発見と予防に努めています。所長は子ども相談課や児童相談所などの関係機関と連携して対処法を確認しています。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a		所長と上席は、日々や月ごとの振り返りで助言や指導を行っており、普段から各クラスに入り、気づいた点がある時にはその都度検討して保育の質の向上に努めています。所長面談も行い、一人ひとりの良さを組織の強みに繋げています。